

身体拘束等の適正化のための指針

事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。チームからみあでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

(1) 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者または他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性 : 生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記の3つの要件を全て満たすことが必要である。

身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関すること

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組成する。なお、本委員会の委員長は「虐待防止委員会」の委員長と兼務とする。

その他に代表取締役、顧問、マネージャー、公認心理師も委員会の構成員とする。

本委員会は、年2回以上、定期的を開催し、検討、協議する。

(2) 身体拘束適正化に関する責務等

各事業所の身体拘束防止に関する責任者は各事業所の管理者とする。

身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進する。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めなければならない。

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権の尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(研修会への参加や報告など)

事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用者及び家族等に対して、十分な説明および経過・解除の報告を遅滞なく行う。

身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急を止むを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施する。

(1) 委員会の開催

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

専用の記録用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法逐次検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体拘束検討・実施に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束の3要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当事業所内で利用者等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けるとともに、ホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持つ必要がある。

- (1) 他の利用屋への影響を考慮して、容易に身体拘束を実施していないか。
- (2) サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。(別の対策や手段はないのか)

当該指針は、定期的に見直しを実施し、必要な改正等を行います。

(附則)

令和5年2月16日制定

令和5年11月1日改定